

北開局河計第 23 号

鵲川・沙流川流域委員会設置要領を次のように定める。

令和 6 年 9 月 5 日

北海道開発局長 坂場 武彦

### 鵲川・沙流川流域委員会設置要領

(設置等)

第 1 条 鵲川水系河川整備計画及び沙流川水系河川整備計画（以下「整備計画」という。）の案を作成するに当たり、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 16 条の 2 第 3 項の規定に基づき河川に関し学識経験を有する者の意見を聴くため、北海道開発局に、鵲川・沙流川流域委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(業務)

第 2 条 委員会は、鵲川水系及び沙流川水系の整備の現状と将来像を考慮し、整備計画の案について北海道開発局長（以下「局長」という。）に意見を述べるものとする。また、整備計画に基づいて実施される事業のうち、事業評価の対象となる事業について審議を行うことができるものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員は、河川に関し学識経験を有する者のうちから、局長が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱の日から 2 年以内とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員長は、委員の互選によりこれを定め、会務を総括する。

5 副委員長は、委員長が委員の中から指名する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(議事等)

第 4 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。

3 委員会の議事は、公開することを原則とする。

(庶務)

第 5 条 委員会の庶務は、室蘭開発建設部において処理する。

(雑則)

第 6 条 この通達に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この通達は、令和 6 年 9 月 5 日から施行する。

2 鵲川流域委員会設置要領（平成 20 年 3 月 25 日北開局河計第 125-1 号）は、廃止する。

3 沙流川流域委員会設置要領（平成 12 年 7 月 24 日北開局河第 32 号）は、廃止する。